

Title	戦前わが国経済学研究における社会政策学会の役割(その二) : 桑田熊蔵の社会政策論について
Sub Title	The study of political economy and social policy association in the pre-war period of Japan (2) : on the theory of social policy of Kumazo Kuwata
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1979
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.72, No.2 (1979. 4) ,p.111(1)- 130(20)
JaLC DOI	10.14991/001.19790401-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19790401-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦前わが国経済学研究における

社会政策学会の役割 (その二)

——桑田熊蔵の社会政策論について——

飯 田 鼎

- 1 はしがき
- 2 桑田熊蔵の社会政策思想の認識
——その「国家と社会問題」(『国家学会雑誌』)を通じて——
- 3 農商務省「職事情」とその背景
- 4 社会政策思想の展開

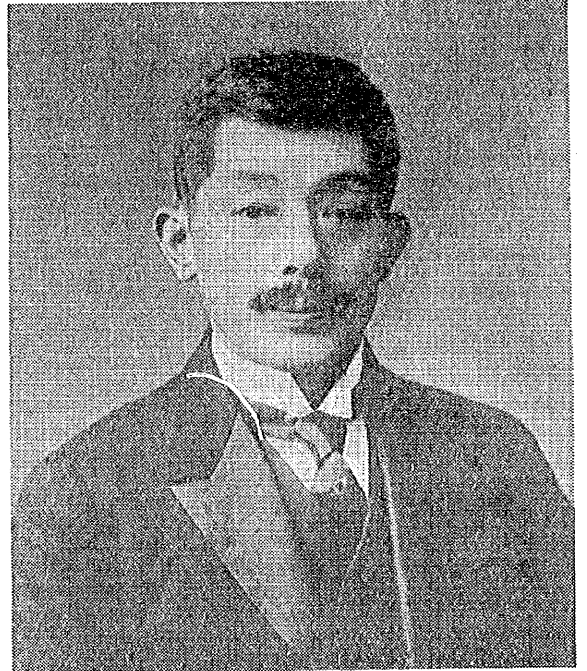
(1)

明治20年代末にはじまった社会政策学会の創立に、金井延が果たした役割は顕著なものがあり、その業績が高く評価されるのは当然である。だがその協力者として、日本社会政策学会の活動のなかで重要な地位を占め、且つ金井と密接な協力関係にありながら、なお一定の距離をおいて独自の調査研究に従事し、更には特異な実践活動を行った者として、桑田熊蔵の名を逸することはできない。金井に比べると、彼についてはその学問的業績の全貌が十分に評価されているとは必ずしも言えないという実情に鑑み、⁽¹⁾ 経済学者あるいは社会政策学者としての桑田の業績を改めて評価する必要がある。

略歴によれば、桑田は、明治元年(1868)、鳥取県に生まれ、同26年、東京帝国大学法科大学政治科を卒業、同29年、社会問題研究のため、イギリス、ドイツおよびフランスに留学、同31年に帰国、社会政策学会の設立に尽力し、やがて農商務省より依頼されて、工場法制定に関する調査を委嘱された。明治37年、「生絲工場と社会問題」という論文を提出して法学博士の学位をうけている。

注(1) 桑田熊蔵の活動を含む日本社会政策学会にかんする最近の研究としては、(1)岡利郎「近代日本における社会政策思想の形成と展開」(一)——『国家政治』から『社会政治』へ(雑誌『思想』、1970年11月)。(2)坂本武人「社会政策学会の成立と発展——第一回大会までの経緯——」(高橋幸八郎編『日本近代化の研究』、東大出版会)。(3)池田信『日本社会政策思想史論』、東洋経済新報社、1978年がある。桑田についてかなり詳細な研究を展開されているのは池田氏であり、同氏の業績に負うところが多いが、筆者は桑田の社会政策論を、工場法論、労働運動論、社会保険論および労使協議制論などの全体について統一的な把握を試みようとしたものであり、とりわけ金井延と比較して、わが国社会政策思想史上における特異な地位を明らかにしようとするものである。

このような学問的・実践的活動の上に立って、彼は政治家として活躍した。すなわち、いわゆる多額納税者として貴族院議員となり、大正5年(1916)、最後段階にあった帝政ロシアを視察し、同10年、日本赤十字社代表として万国赤十字社国際会議に出席し、その帰途、ヨーロッパ諸国を歴訪し、その成果は、『欧洲労働問題大勢』、『欧洲最近の労働問題』となって現われた。いわゆる政党政治家ではなく、さりとて純粋な学者として象牙の塔にたてこもることも欲しなかった桑田は、学問研究とその理論を実際に生かすというプラグマティックな態度で一貫し、多くの政府機関に関係し、また民間団体の役職をも兼ね、この点が、金井延とは異なっていた。すなわち、東京帝国大学法科および工科大学、東京高等工業学校、海軍経理学校および中央大学などの講壇に立ちながら、同時に、内務省社会局、日本赤十字社、済生会、産業組合中央会、中央融和事業協会、中央社会事業協会、中央報徳会、浴風会、



桑田熊蔵肖像

社会教化団体連合会および啓成会の理事、産業組合中央金庫監事、帝国農会特別議員、簡易生命保険積立金運用委員会、簡易生命保険審査会及び関税調査委員会などの委員を勤める⁽²⁾というように、その活動はきわめて多方面に亘った。とりわけ注目すべきことは、政府委員よりは、民間団体の指導者として活動していることで、たとえば「中央報徳会」に参加していたことは、彼の経営家族主義的労資協調思想に何程かの関連があると考えられる。

桑田熊蔵の社会政策思想を顧るとき、第1次大戦勃発後、帝政ロシアを含むヨーロッパ視察がひとつの頂点を形づくることである。それ以前はいわば彼の社会政策の理論的研究およびその思想の実践の時代であり、恩師金井延とともに社会政策学会の経営に専心し、工場法の制定に全力を傾けつつあった時代である。この時期以前に、彼の社会政策思想の骨格はすでに形成されつつあり、ヨーロッパ留学での体験により、その理論的基礎が確められたのであった。これを第1期とすれば、社会政策学会の成立から大戦中および戦後に至る時期は、彼の思想が成熟し実践活動のなかで次第に展開しつつあった第2期の時代である。第1次大戦後の時代、すなわち第3期に、彼は、一方において最左翼としての社会主義思想と鋭く対決の姿勢をみせながら、高野岩三郎、福田徳三、堀江帰一等の学会左派と協調しつつ、また金井延とも一定の間隔をおき、独自の労資協調主義を主張した。そこでまず、明治30年代から40年代を経て、第1次大戦中までの彼の行動の軌跡を考察する

注(2) 桑田一夫編『桑田熊蔵遺稿集』、1934年、11頁。「故法学博士桑田熊蔵教授略歴」による。

前に、彼の社会政策思想形成に接近することにしよう。

(2)

明治27年(1894)、桑田は東京帝国大学法科大学卒業後間もなく『国家学会雑誌』に、「国家ト社会ノ関係ヲ論ズ」という論文を発表し、これに続くものとして、2年後「国家ト社会問題」という一連の労作を公けにした。ここには後に彼の社会政策思想の原点ともいべき国家有機体説の構想がかなり明確にあらわれている。彼は、国家と社会との関係を、スペンサー、コント、スタインおよびグナイストについて論じたのち、この両者の差異を、(1)社会の国家にたいする先行性、(2)法人格所有者としての国家、および(3)その活動の理法を異にする国家と社会をあげて、国家の有する独自の地位を認め、社会階級の相互に矛盾する利害関係の調節者たる役割をこれに担わしめようとする意図を示した。すなわち、「国家活動、理法之ヲ称シテ平等ト云ヒ社会活動ノ理法之ヲ称シテ自由ト云フ」と規定し、社会の本質について、「社会ニ複雑ナル階級ヲ生ジ一社会ハ分レテ数多ノ小社会トナリ経済上ニ在ッテハ資本家タルモノアリ労働者タルモノアリ政治上ニハ貴族ト平民ノ別アリ宗教上ニハ僧侶ト信者トノ関係ヲ生ジ族制上ニハ家長ト奴隸ノ関係ヲ生ズ⁽³⁾」とのべている。他方、国家については、「抑々国家ハ人類ノ集合的本性ノ最モ発達シタル者ニシテ人類ノ非集合的本性ヲ全ク排斥シタル者ナリ故ニ国家ノ眼中ニハ只国家アルノミ箇人ナシ其目的トスル所ハ国家ノ利益ニシテ個人ノ利益ニ非ザルナリ⁽⁴⁾」。

国家理念を平等に見出し、社会理念として自由をもって代表させた桑田にとって、国家権力に個人間の「自由ト自由トノ衝突」を調和させる役割を期待し、スペンサーの説、「国家ナル者ハ其間ニ立チテ之ヲ調和シ以テ平等ニ分配スルヲ以テ其目的トナス⁽⁵⁾」は、その国家論としてまことに恰好のものであった。注目すべきことは、「国家ト社会トノ衝突其極ニ達スルトキハ遂ニ革命ノ変ヲ来タス革命トハ之ヲ略言スレバ国家ト社会ノ衝突ノ結果ナリ」として「国家ヲ以テ社会ノ上ニ置カントスルノ政論」としての教化主義と、「社会ヲ以テ国家ノ上ニ置カントスルノ政論」としての法治主義との優劣については後に明らかにすべきことを予告しているが、この点こそ、後に「国家ト社会問題」と題する克明な論文において究明されたところである。「国家ト社会ノ関係ヲ論ズ」における彼の論調には、ドイツ的な国権主義と、ミルおよびスペンサーに代表される自由主義的国家観、この両者の整合性を希求する心情が濃厚であるが、「国家ト社会問題」に至って、個人主義、自由放任主義批判が前面に出て、社会政策の主体としての国家権力が強調されるようになるのである。

注(3) 桑田熊蔵「国家ト社会ノ関係ヲ論ズ」、『国家学会雑誌』、第八卷第八拾九号所収、540~541頁。

(4) 前掲、桑田、542頁。

(5) 前掲、桑田、543頁。

桑田の社会政策理論の出発点は、社会と国家との区別をその対立的要因を明らかにすることによって始められたとはいえ、社会の根本的原理としての自由と、国家の指導的原理としての平等との矛盾衝突をあるがままに認め、社会原理を国家原理のなかに埋没させることによって社会政策原理を構想しようとしたものではなかった。その社会階級的側面を重視し、「運動」の契機を前面におし出すこと⁽⁶⁾によって、たとえば同時代人としての金井延の社会政策論とは異なったリベラルな色彩をひき立たせることとなったのである。

金井延の場合には、個人主義に対立するものとしての社会政策の主体は、たんに国家権力それ自体として把握されるのではなく、「社会国家」という概念が用いられている。彼は個人主義を、第一、単純なる主義方針(又は思想の傾向)としての個人主義、第二、学説上並に実務上の系統としての個人主義に分離し、「第一義に於ける個人主義とは社会国家の優越なる権力に対抗するに個人の独立自尊を以てし、……此思想は其れ自身に於て決して否認すべからず」として、「社会国家こそ却って個人の為めに存在し個人の利益を増進する手段⁽⁷⁾」であることを強調し、社会政策の主体である社会国家に対抗矛盾の関係に立つのは第二義におけるそれ、すなわち自由放任主義であるという。ここに注意すべきことは、金井の社会政策論は、「社会国家」という概念に象徴されるように、社会は国家のなかに包摂され、桑田の如くこの両者の間に横たわる差異をまったく問題にしていないことである。むしろ社会主義を個人主義と等置することによって、これを社会政策と対置するところにその特色がみられる。この場合、個人主義とは、「近世の社会主義特にカール・マルクスの系統に疑いもなく個人を中心に置き個人たる労働者並に一般細民を本位として立てられたもの……、個人主義の最も極端に馳せたる無政府主義は現社会国家の組織を破壊し私有財産を全廃し各個人にして一切の国家的強制束縛を脱し全然自由自在に共同生活の最良至適の方法を発見せしむることを欲し何らの規律節制を認めざるものなり」、あるいは「社会主義は社会本位に非ずして寧ろ個人本位⁽⁸⁾」という表現の如きも示唆的で興味深いものがあるが、やはり社会と国家とを明確に区別しえない彼の理論から導き出された結論であり、それはやがて国家のなかに社会を埋没させ、後にみるように社会政策を帝国主義に結びつけ、桑田とは対照的な社会政策を構想するに至る。

前後4回にわたって『国家学会雑誌』に発表された「国家と社会問題」は、ドイツ留学寸前の彼の社会政策思想の全貌を展開してみせているだけでなく、帰国後の彼の活動をみればおそらくはドイツにおける見聞を通じて益々その信念を固めたものと考えられる。すなわち、帰国後の彼の社会

注(6) 岡利郎もこの点についてつぎのようにのべておられる。「桑田の『社会』観においては、国家と社会をはっきり区別せず『有機体』と把握していた金井にくらべ、両者の関係がより明確にされ、しかも社会が個人の自由な活動の場としてよりダイナミックに把握されている点に注目すべきである。それによって金井の場合表面に現われていない運動の契機が前面に登場したのであり、そのことが桑田の社会政策にも新たな性格をもたせることとなった」(岡利郎「近代日本における社会政策思想の形成と展開(一)——『国家政治』から『社会政治』へ——」、『思想』1970年11月号参照)。

(7) 金井延「社会政策と個人主義」、大正元年9月、『法学協会雑誌』(河合栄治郎編著『金井延の生涯と学蹟』日本評論社、1939年、643~644頁)。

(8) 前掲、金井論文、河合編著、653~655頁。

政策学会での活動を支えたものは、ここで明らかにされた理論に基づくものと考えられる。彼はまず、わが国における社会問題の発生を、地主および小作人関係の悪化に求めていることが印象的であって、「我国農業社会ノ現状ヲ按スルニ土地兼并ノ弊害ハ歳ヲ追ウテ其勢ヲ増スコトヲ知ルナリ」⁽⁹⁾とのべ、『統計年鑑』に拠って、明治15年から25年に至る10年間、「地租十円以上ヲ納ムル者」(全国府県会議員被選挙権所有者)は、878,840人から642,181人に、また「地租五円以上ヲ納ムル者」(選挙権所有者)は、実に1,784,041人から1,185,454人に減少した事実を指摘し、その30パーセントに及ぶ減少の意味するところは、畢竟、大土地所有者による土地兼并であり、地主層の減少と小作農業者の増加を意味する。しかも著者はこの小作農民増勢の特徴について、従来の地主・小作人関係のなかで、⁽¹⁰⁾受負小作が次第に一般化し、農村における社会関係の緊張を激化させているという。

「元來受負ノ小作人ニ於ケル關係ハ地主ト小作人ノ關係ノ如クナラズ二者ノ間ニハ只利慾ノ競争行ハレテ從來地主ト小作人トノ間ニ在セル所ノ情誼ノ連鎖ハ終ニ其跡ヲ絶ツニ至ルヤ必セリ加之ナラス地主ト小作人トノ間ニ立ツ所ノ受負人ノ収益ノ額タル小作料ノ騰貴スルアルハ自然ノ勢ナリ是ノ如クシテ漸次受負小作ノ發達スルニ至ラバ小作人ノ困弊ハ更ニ一層ヲ加フルヤ固ヨリ言フ俟タズ由是觀之レバ我国地主ト小作人ノ間ニ於テ一大衝突ハ早晚之ヲ免ル可ラズ社会問題ノ萌芽ハ已ニ發生シタリト云フヲ得ザル乎」⁽¹¹⁾。

多額納税議員としてみずから農村における地主・小作人関係を身をもって体験してきた彼は、封建的主従関係をわが国に固有な淳風美俗としてとらえつつ、「此風習タル我国農業的社会問題ト反対ノ傾向ヲ有スルモノニシテ此風習ニシテ存在スル間ハ社会問題ハ終ニ發生スルノ機会ナルベシ余ハ我社会ノ前途ヲ思フ毎ニ是ノ如キ美風ノ永久ニ存在センコトヲ望マズンバアラズ」とのべ、わが国における社会問題の農村における成熟に想を馳せ、一種の危惧の念を表明していることに注目しよう。このような彼の姿勢こそ、その社会政策論が温情的であり、のちに工業における労働問題にたいしては、経営内社会政策へと向わせた所以であった。しかし彼は、工業社会における社会問題を農村社会におけるそれから峻別し、「封建的君臣ノ關係ナルモノハ農業社会ノ如キ守旧的情誼的思想ノ盛ナル処ニ於テノミ之ヲ存スルコトヲ得ベクシテ……今日ニ當リ工業社会ニ於テ之ニ依ッテ以テ資本家ト労働者トノ調和ヲ図ラントスルハ迂愚モ又極マレリト云フベシ」⁽¹²⁾と主張し、封建的情誼関係は、到底、大工業時代における社会問題解決には役立ち得ないことを道破している。だ

注(9) 桑田熊蔵「国家ト社会問題」,(第一)『国家学会雑誌』,第十卷第百七号,50~54頁参照。

(10) 受負小作について、熊田はつぎのようにのべている。「余嘗ツテ我国小作慣行ヲ調査スルニ當リ偶然一ノ事實ヲ発見セリ我邦小作ノ種類固ヨリ多シト雖モ各地方ニ共通ニシテ最も廣ク行ハルモノヲ受負小作トナス受負小作トハ地主ト小作トノ間ニ一種ノ中介アリ其人ハ一方ニハ地主ヨリ幾多ノ土地ヲ借入レ地主ニ對シテ一定ノ小作料ヲ支払フノ責任ヲ負ヒ一方ニハ其土地ヲ分割シテ之ヲ小作人ニ貸与シ小作人ヨリ一定ノ小作料ヲ徴取シ此小作料ト地主ニ支払フ所ノ小作料ノ差額ヲ以テ自己ノ収益トナスモノニシテ恰モ歐洲ノ一部ニ行ハル小作制度ノ如シ……」,前掲桑田論文(第一),『国家学会雑誌』,53~54頁。

(11) 上掲,桑田論文,上掲誌,54頁。

(12) 上掲論文,上掲誌,61頁。

が、同時に桑田がこの論文において強調したことのひとつは、近代市民社会のイデオロギーとしての個人主義もまた社会問題解決にとってほとんど何ら役に立ち得えないとした点である。

「於是乎国家ハ自ラ進ンデ之ヲ助成シ以テ彼等ヲシテ生存発達ノ道ヲ得セシムルハ国家当然ノ職分ナリ実ニ是社会問題ニ対スル国家ノ責任ナリトス論シテ茲ニ至レバ個人主義ガ社会問題ニ対シテ之ヲ軽視スルハ個人主義ノ論拠ニ背キタルモノト云フベク到底矛盾ノ説タルヲ免レズ余輩ハ個人主義ノ為メニ深く惜ム所ナクンバアラス」⁽¹³⁾。

すでに社会問題解決のために封建的主従関係は時代錯誤であり、近代市民社会のイデオロギーとして個人主義もまたよくその力を発揮し得ないとすれば、社会主義は果してよく社会問題の解決策たり得るであろうか。「国家ト社会問題」の第二論文は、この難問に肉薄し、積極的な批判を展開している。

「社会主義ノ目的タル他ナン国家全能ノ権力ヲ揮ッテ以テ個人ノ経済的平等ヲ図ルニ在リ換言スレバ個人ノ間ニ絶対的ニ貧富ノ懸隔ナカラシムルヲ以テ国家唯一ノ目的トナス所ノ政治主義ナリ」⁽¹⁴⁾。

桑田は、経済的平等の達成、すなわち「貧富ノ懸隔ヲシテ已甚シキニ至ラザルヲ務ムルノ謂ナラシメバ余輩ハ敢テ之ヲ非難セザルノミナラズ却ッテ之ニ左袒セント欲スル者ナリ」⁽¹⁵⁾とのべた後、「是故ニ社会問題ナルモノハ貧富ノ懸隔其物ノ性質ニ基キテ起ルニ非ラズシテ貧富懸隔ノ過大ニ失スルニ由ッテ起ル所ノモノナリ」⁽¹⁶⁾とし、絶対的平等は「架空ノ臆説タルヲ免レザル」ものであり、「社会主義ノ如ク経済上ノ絶対的平等ヲ図ルニハ人類ノ経済上活動ノ自由ヲ絶対的ニ制限セザル可ラズ即チ社会主義ノ国家ニハ個人ハ全ク其経済的自由ヲ失ヒ恰モ奴隷ノ如ク器械ノ如クナラザレバ已マザルナリ」と積極的に批判を行っている。

桑田の社会主義批判は、こうした常識的批判を超えて、さらに深く現代社会主義批判に通ずる根

注(13) 桑田、上掲論文、上掲誌、73頁。既に指摘したように金井は、個人主義を、(1)倫理主義・人格主義としての個人主義と(2)学説上、実践上の個人主義を、経済的自由主義ないし自由放任主義に帰し、社会国家を主体とする社会政策は、前者と矛盾するものではなく、むしろ前者の目的を達成するためのものであり、後者に対応することを力説している(前掲、金井延「社会政策と個人主義」(大正元年『法学協会雑誌』、河合栄治郎編著『金井延の生涯と学蹟』、1939年、日本評論社、644~645頁参照)。この場合、金井は、第2の個人主義を以て経済的自由主義に結びつけているが、桑田は個人主義の内容について金井のように区別せず、近代市民社会が封建的体制のなから誕生する過程において、そのイデオロギーとしての重要性を確認するが、しかし近代市民社会とならんで近代国家が成立するに及んで、個人主義の原理を近代国家に適用しようとするのは誤謬であるという。「個人主義ナルモノハ其ノ發生ノ当時ニ在ッテハ能ク時勢ノ害悪ヲ除去スルノ力アリ……然リト雖モ此主義ヲ以テ永久不変ノ原則トナシ更ニ之ヲ近世国家ニ適用セントスルニ至ッテハ余輩ハ其ノ謬妄ナルニ驚カズンバアラス」(前掲、桑田論文、70頁)。桑田と金井の国家観において異なるところは、金井は国家と個人とを対等のものとして意識しないのに反し、桑田はこれを対等のものとして認めているところにある。

「個人主義ガ国家ニ権力的目的及ビ権力的目的ノ二種アルヲ認メタルハ則チ個人ノ生存発達ノ条件ニシテ個人ノ力之ヲナスニ堪ヘザルモノアラバ国家ハ進ンデ之ヲ經營セザル可カラザルノ真理ヲ認メタルモノト云ハザル可カラズ」(上掲、桑田、71頁)。

(14) 桑田熊蔵「国家ト社会問題」(第二)、『国家学会雑誌』、第十卷第百八号、156頁。

(15) 桑田、上掲論文、上掲誌、158頁。

(16) 桑田、上掲論文、上掲誌、158~9頁。

本的な問題を鋭く提起していることに注意すべきであろう。すなわち国民労働力の最適配分の問題、職業選択、官僚制度、労働力の質的差異の問題——精神労働と肉体労働とこれに対応する報酬決定の困難などについて論じているが、何よりも「社会主義ハ共和政躰ノカヲ藉ルニ非レバ之ヲ実行スル能ハザル乎」、「社会主義ハ共和政躰ヲ以テ其生存条件ノトナスモノナリ」とすれば、「我国ノ如キ万世一系ノ皇統ヲ以テ建国ノ基礎トナシ之ニ由ッテ宇内国家ノ一大美観トナリタル処ニ在ッテハ社会主義ノ原理綱領ニ於テ秋毫ノ缺点ナカラシムルモ尚ホ此点ニ於テ鼓ヲ鳴ラシテ之ヲ攻メザル可カラズ」と結論し、社会主義の社会問題解決のための手段としての非有効性を力説するのであり、このようにしてはじめて社会政策が登場する。

「社会政策トハ国家ガ自ラ進ンデ社会問題ヲ解釈スル所ノ一方法ニシテ国家ヲシテ経済的弱者ニ対シテ経済的強者ニ対スルヨリモ多クノ保護ヲ与ヘシムルノ政策是ナリ」。

ここには社会政策の本質を資本主義的経済秩序にかかわらしめて理解するのではなく、慈恵政策としての側面が強調され、「国家ハ貧民ニ対シテ特別ノ保護ヲ為サザル可カラズ換言スレバ国家ガ個人ヲ保護スルノ程度ハ個人貧富ノ程度ト逆比例ヲナサザル可カラズ社会政策ナルモノハ則チ之ニ外ナラズ」という恩恵的な発想は、「家長ノ家人ニ与フル保護ノ程度ハ家人ノ能力ト逆比例ヲナスモノナリ之ヲ家族ノ原理ト云フ」の主張に関連する。すなわち家族共同体的原理の上に社会政策原理の構築を志したものであることは、「国家ノ個人ヲ保護スルニ当ッテ優者ニ薄クシテ弱者ニ厚クスルコトハ国家ノ真正ナル目的ト云フコトヲ得ベシ換言スレバ国家ノ本義ハ純然タル家族ノ原理ニ則ルベキモノト云ハザル可カラズ社会政策ナルモノハ実ニ此基礎ノ上ニ立ツモノナリ」。

社会主義を批判し、家族共同体原理の上に立って社会政策を樹立することの意味は、これによってホーエンツォレルン家を中心として展開されたビスマルクの社会政策および儒教的倫理に裏打ちされた中国皇帝の恩恵的政策と等置され、そしてさらにその結果として社会階級関係から超越し、中立化された存在ともいふべき天皇制が、日本の社会政策の主体として最も適合的であると結論されるのである。

「君主政躰ニ於ケル君主ニシテ果シテ善ク君主政躰ノ本義ヲ明ラカニスルコトヲ得バ社会政策ヲ実行シテ以テ貧民ノ階級ト富民ノ階級トノ軋轢ヲ調停スルニ於テ最モ適當ナル地位ニ在ルモノト云フベシ……而シテ君主ヲシテ此安全ナル地位ニ居ルコトヲ得セシムルハ則チ社会政策ニ如クハナシ実ニ社会政策ハ君主ト多数人民ヲ連環セシムル所ノ連鎖ナリ之ニ依ッテ而シテ天下ニ莅マバ君主政躰ハ之ヲ無朽ニ伝フルコトヲ得ベシ余輩ハ支那日本ニ於ル君主政躰ノ基礎ハ

注(17) 桑田, 上掲論文, 上掲誌, 168~174頁。

(18) 桑田, 上掲論文, 上掲誌, 184頁。

(19) 桑田熊蔵「国家ト社会問題」(第三), 『国家学会雑誌』, 第十卷第百九号, 331頁。

(20) 上掲, 桑田論文, 上掲誌, 334頁。

(21) 上掲, 桑田論文, 上掲誌, 338頁。

洵ニ社会政策ニ在ルコトヲ疑ハズ」。⁽²²⁾

以上にのべたように、若き日の桑田熊蔵の社会政策思想には、社会主義にたいする積極的な批判の態度を秘めながら、最初にドイツにおいて、恩恵的なものとして発達をみたこの原理を、わが国の土壤に根づかせようとした苦心の跡をうかがうことができる。そしてその努力はたとえば、「社会政策ノ現行制度及ビ将来採用スベキ制度」として工場条例⁽²¹⁾、小作条例、労働者強行保険制、信用組合法などの必要性を訴えていることからも窺うことができる。⁽²³⁾

いわゆる労働問題は、資本主義社会の成立とともに発生し、産業および技術の近代化および高度化とともにその矛盾が激化するとすれば、社会政策は、経済社会発展の内部的要請としての必然性をもっている。しかし桑田はこの点を十分に理解していなかった。近代化にともなう資本と労働との闘争に対処するために、彼が構想したところのものは、多分に前近代的性格を刻印されたプロイセン的絶対王制を主体とする社会政策を、日本の土壤に根づかせようとするものであった。しかしそれにもかかわらず、労働者の福祉にたいするきわめて前進的な姿勢として評論されるべきであり、労使関係の近代化を意図したものであったといえよう。

(3)

桑田熊蔵の社会政策学会における活動については、東京帝国大学経済学部教授矢作栄蔵が、『遺稿集』によせた追悼文「兄事せし桑田博士の風容」によって窺い知ることができる。

「……著書や論文で社会政策上の学理の進歩、立法の改善向上に貢献するだけでは慊らぬと考へて居られたらしく、一面に於て同志と共に社会政策学会を起し、其方では中心人物となつて、久しく会長のない同学会の幹事を務めて居られた。其の為には自宅を学会の事務所に充て、毎月月次会を開いて社会政策に関する研究及び討議を行った。

……当時此の社会政策学会は我邦に於ける経済学者の登竜門の如き觀を呈した。然るに歐洲戦乱後に於ける社会思想の変動に伴ひ、我邦経済学者間に社会理想に関する見解を異にする者が出で、左右兩側に分れて意見の一致を見難くなつてきた。桑田先生は左翼の理想又は学説に精通しては居られたが、元來その社会上に於ける地位並に交友のサークルの影響もあり、又先生の慎重なる研究者であつた結果でもあつたものか、急進的な事は嫌ひであつた為に、自然、社会政策学会では右翼の勇將と目されるに至つた。そこで先生は同学会の幹事を辞し、其の役を東大の教授に委せられたので、幹事の人数も殖え、其の間に意見の統一を見る事が困難となり、それや是やで社会政策学会は今休眠状態になつて居るのである」。⁽²⁴⁾

注(22) 上掲、桑田論文、上掲誌、344～345頁。

(23) 桑田熊蔵「国家と社会問題」(第四)、『国家学会雑誌』、第十巻第百十号、498～499頁。

(24) 『斯民』、昭和8年2月号、桑田一夫編、上掲書、16～17頁。

ここで「右翼の勇将」と表現されているのはおそらく、第1次大戦後、協調会の成立にとまなり理事としての活躍や、内務省社会局参与となったことを指すと思われるが、しかし社会政策学会成立時の明治30年代には、桑田は革新的な社会政策学者として非常に精力的に活動し、そのために一時、官憲によって危険視される雰囲気であったという。これについて高野岩三郎はつぎのように述懐している。

「社会政策学会は少壯の学徒が始終会合し、なかなか活潑に動いている。時には片山潜君のごとき人物も出入する。それに街頭に出て演説会を開く。これは油断できないというわけであったのだろう。その当期中島君が内務省にいる友人にきいたという話によれば、会員はいずれも警視庁のブラックリストに載せられていた。そしてなかつく、桑田君は危険がらわれていたそうであるが、そのうち会の本質が判明した上に、和田垣博士などが参加せられるようになった後は、全く色眼鏡で見られるということはなくなったものらしい⁽²⁵⁾」(但し傍点は引用者のもの)。

桑田が危険視されたのは、ひとつには、当時の内務当局者の社会労働問題認識の浅さと無理解によるものであることが考えられるが、主要な原因としては、労働問題にたいする彼の透徹した本質把握と学問的研鑽の姿勢の鋭さがあったからではなからうか。何故ならば桑田は実にわが国における工場法制定のために行われた工場および事業場についての基礎調査に大きな役割を果たしている事実が注目されるからである。わが国の原生的労働関係をきわめてヴィヴィッドに描き出した『職工事情』の出現は、こうした桑田等の努力によっている。桑田とともにこの調査に参加した窪田静太郎は、これについて「交友四十年の追憶」のなかでつぎのように回想している。

「自分が桑田君と交際するようになったのは明治三十年前後からで、それは社会政策学会の会合で知合になり、談話を交す機会を得たのが最初であったと記憶している。

……明治三十二三年の頃農商務省に於て工場法案が一度成案となっていたのである。然るに右法案は独逸その他外国の法律を模倣して作った翻訳法案ではないかと云ふことが官民の間に窃かに問題とされて居た。そこで当時農商務省商工局長に就任した木内重四郎君は、右の世評に鑑み、先づ我が国の工場及び職工の実況に付徹底的な調査を施行し、その結果必要があれば法律の体裁などに拘泥せず、新規蒔直しに実際に即した法案を作成すべきであるという意見を提出した。それが政府の容れるところとなったので、茲に数万円の経費を支出して商工局に臨時工場調査職員を置くことになったのである。

……併し自分がこの事業を引受けたのも、前々からこの問題に付桑田君などと論議を重ねて居たので、今度も同君の助力と協働を期待していたからである⁽²⁶⁾」。

また農商務省書記官窪田静太郎の下で、桑田等の全面的協力によって工場法制定の基礎作業の成

注(25) 高野岩三郎著『かっぱの尻』、鈴木鴻一郎編、法政大学出版局、昭和36年、105頁。

(26) 窪田静太郎『交友四十年の追憶』『社会事業』、昭和8年2月、(桑田一夫編、上掲、25頁)。

果として、『職工事情』が編纂された経緯について、岡実はその『工場法論』のなかでつぎのように記している。

「其ノ後現任行政裁判所評定官前内務省衛生局長窪田静太郎カ商工局工務課長トシテ、当時ノ囑託法学博士桑田熊蔵氏、学習院教授久保無二雄氏、故法学士広部周助氏等ト共ニ、専心工場及職工ノ調査ニ尽瘁セラレタルハ工場法案ノ沿革ヲ叙スルニ当リテ特筆スヘキ事蹟トス。氏ハ一方ニ於テハ列国工場法ノ制定沿革及現行規定ヲ調査シテ翻訳シ之ヲ印刷ニ付スルト共ニ、他方ニ於テハ各地ニ出張シテ表裏ヨリ工場及職工ニ関スル精細ノ調査ヲ進メ、時ニハ私費ヲ抛テ数々職工等ト会食シテ其ノ談話ヲ聴取シ、悉ク之ヲ輯録シテ職工事情数篇ヲ編纂シタル等称スヘキ事蹟少カラス。余輩ハ工場法ノ制定セラレタルノ今日ニ於テ、氏等カ献身的大調査カ其ノ基礎ヲ為シタルノ事実ヲ永ク記念セン事ヲ欲スル者ナリ」⁽²⁷⁾。

『職工事情』は、日本における産業資本主義の確立期における労働者状態を科学的な思考と実証的精神の旺盛した態度をもって措写し、その当時におけるわが国労働問題の本質を剔抉した古典的労作であり、しかもそれが、後進国日本の社会科学的状況を反映して、農商務省を中心とする官僚および彼らと協力した学者によって成しとげられたところに独特の意義があった。そしてそのなかで果した桑田熊蔵の役割は、きわめて大きなものであり、卓越していたことが窺われる。この『職工事情』は、いわゆる原生的労働関係の真相を赤裸々に暴露することによって、官民各方面に深刻な動揺をあたえ、とりわけ工場法の成立に決定的な役割を果たした。

桑田は、「職工の現状と工場法制定の急務」において、当時のわが国の工場の状況について、(1)20人以上の職工を雇用する工場で働く労働者数は50万人、この50万人中、7割は女、3割は男であって、しかもこの7割をしめる女工の実に9割は生絲紡績及び織物工場であること、(2)10歳未満の子供をもっとも多く雇用している工場は紡績、^{タバコ}燐寸、煙草、硝子の4工場である。しかもこれら4工場では、6,7歳位の子供を使用する場合も少なくなく、しかも彼らをもっとも多く雇用しているのは紡績工場である、としている。

桑田は、以上のような観点から、工場法制定の急務たる所以を、労働時間、職工募集上の弊害、危害予防の設備について論じ、さらに「予の具体的立案」として、8条から成る工場法にかんする私案を提示している。それを要約してのべるならば、

第1条 12歳未満の者は、工場において使用しない。

第2条 16歳未満の男女及び16歳以上の女子の労働時間は12時間を超えない。1日1時間以上の食事時間及び休憩時間。

第3条 1ヶ月2日以上の日。

第4条 16歳未満の男女及び16歳以上の女子は、午後7時乃至午前4時の間は就業させてはな

注(27) 岡実『工場法論』、大正6年、増補版、130~131頁。

らない。

第5条 特に危険もしくは衛生に有害な業務に関しては、勅令をもって16歳未満の男女及び16歳以上の女子の労働を禁止する。

第6条 工場における危険の予防及び健康の保全に必要な準備をすること。

第7条 職工徒弟の募集規則の制定の主務官庁の認可。

第8条 この法律は、原動力機を装置し、10人以上の職工徒弟を使役している工場、及び原動力機の装置はなく、しかも20人以上の職工徒弟を使役する工場に適用⁽²⁸⁾。

工場法についての桑田私案が、後に工場法制定にあたえた影響および工場法制定運動においてしめる地位については後にのべるとして、わが国工場法制定への大きな礎石となった『職工事情』の作成にたいする桑田の貢献を、職工事情の内容そのもののなかで評価することにして。

明治36年、農商務省商工局工務課工場調査掛の名において発行された『職工事情』5冊は、「綿糸紡績職工事情」、「生糸職工事情」、「織物職工事情」、「鉄工事情」、「硝子職工事情」、「セメント職工事情」、「燐寸職工事情」、「煙草職工事情」、「印刷職工事情」、「製綿、組物、電球、燐寸軸木、刷子、花筵、麦稈真田職工事情」、それに「職工事情附録」から成っている。いうまでもなくこの報告書の内容がもつ経済学的意義は、たとえば、イギリスの原生的労働関係を科学的に分析した F. エンゲルスの『イギリスにおける労働者階級の状態』(Friedrich Engels, Die Lage der Arbeitenden Klasse in England, 1845) や、時代はややさかのぼるが、イーデンの古典的著作『貧民の状態』(Sir Morton Eden, The State of the Poor, 1797, 3 Vols) を想わせるものがあるが、しかしこの書の特徴は、これらがイギリス労働者階級の生活および労働者状態についてのヒューマンな叙述のなかに、それぞれ筆者のイデオロギー的立場をひそませているのにたいし、『職工事情』は、官庁出版物として純粹の報告書としての体裁を維持し、その内容の点で一貫して冷徹にして客観的な分析の姿勢を崩していない。そしてこの報告書のなかでもっとも重要な問題として意識されているのはつぎの3点である。すなわち、原生的労働関係の基底をなす労働時間、すなわち深夜業と賃金の問題、つぎに職工募集と拘禁的な労働制度そして衛生および危険防止の問題で、いわゆる原生的労働関係とは、基本的人権を蹂躪された無保護の婦人および児童労働者が、労働者としての存在、健全な労働力の担い手としての役割を危くされ、国民的規模での労働力の再生産を不可能にするほどの赤裸々な労働関係を意味するとすれば、徹夜業こそはまさにその代表的なものであった。桑田は、「工場問題の骨子」について、つぎのようにのべている。

「青年男工なれば、不平があるとか不利を蒙るとか云ふ場合に於て、工場主に対して自己の主張を強硬に主張する、主張して聞かれざる場合には同盟罷工でも何でもやる。之に反して女や子供はそうはいかぬ。唯々諾々工場主の命を是れ奉ずる、云はば彼らは無告の民なる者であ

注(28) 「職工の現状と工場法制定の急務」(『太平洋』第8巻第11号、桑田一夫、前掲、編著、197頁以下)。

る。而して工場主によりては之れを利として飽くなき慾を逞^(一)うする。是に於て乎即ち彼の悲惨なる工場生活なる者が行はれるのである。弊害は単に之に止まらず、一面十歳未満の子供を工場に使役するが如きは、国民教育を阻礙するの大弊害を伴ふのである。而して工場に多くの女を収容するの結果は、必ず風紀の紊乱が伴ひ易いのである。以上の外男女及び幼少の総ての職工を通じて、工場生活と共に起り来る大問題が一つある。夫れは何かと云へば職工衛生問題である⁽²⁹⁾」。

そのみならず桑田は、原生的労働関係克服のための政策としての社会政策を、一方において生産政策として把握し、他方において帝国主義との関連において理解していたことに注目しなければならない。彼は帝国主義と社会政策との関係についてつぎのようにのべている。

「熟ら歐洲に於て社会問題の解釈に熱中せる政治家の思想行動を按ずるに、彼等の多数は一方には社会政策に依つて此問題を解決せんとし一方には帝国主義に依つて頻りに領土の擴張に務めたり。英国にては帝国主義はヂスレリー先づ之を唱えチャムバレーン之を承けたり。而して此二人は均しく社会政策の実行を以て内治の主眼となせるの人なり。……今是等政治家の心事を察するに労働者と資本家の衝突を調停するが為めには、先づ資本家に対する労働者の感情を融和せしめざるべからず。労働者の心機を一転せしむるの方法は武力を以て領土の擴張を図るに如くはなし……。領土の擴張は資本家の為めには新たに製品の販路を開き資本放下の範圍を広くするの結果を生じ、又労働者の為めに一方には其需要を増加して失業を防止する方法たるべく、一方には其賃金を増加して地位を改良するの手段たるべし。且又近時歐洲各国に於て人口は歳を追ふて増加し殆んど其の底止する所を知らざるなり。然るに労働者の需要は之に伴つて増加せず失業の貧民に相率いて他国に移住するの傾向あり……。要するに領土の擴張は實に社会問題を解決するための一手段たるを失はじ、帝国主義と社会政策を双肩に荷ふて一世に呼号するところの歐洲政治家の心事は洵に之に外ならざるなり⁽³⁰⁾」。

ここには帝国主義の本質がきわめて手際よく要約され、先進資本主義国の政治家たちを社会政策に駆りたてる経済的誘因が把握されている。

われわれはいま、この桑田の「帝国主義と社会政策」にかんする見解を、恩師にして同時代人であり且つ社会政策学会の活動においては同志でもあった金井延の帝国主義論と比較検討するとき、そこにきわめて興味ある対比が見出されるであろう。金井延は、つぎのようにいう。

「抑も現代国家の最も必要とする二大政務は、對外政策と社会政策との二者即ち是なり、對外政策は以て列国に対する最善美の關係を確立し海外移住殖民の帝国主義的發展方針を貫徹す可し、社会政策の最高目的は畢竟近世に至り互に相遠ざかり日を逐ふて懸隔の益々甚しきをかへる各社会階級をして再び相近接せしめ彼らの間に其の互に相倚り相助け密着離る可からざる

注(29) 桑田熊蔵、上掲、桑田一夫編、197～8頁。

(30) 「帝国主義と社会政策」明治34年、『太陽』、桑田一夫編、前掲書、174～178頁。

關係に立ちて社会的共同生活を為すものたるを否な為す可きものたるを明かに認識し且此認識の下に行動せしむるに在り、斯くして各社会階級衷心喜び進みて互に相提携するに至らば茲に始めて真に克く全国民の精神的統一をも得べく戦時たると平時たるとを問はず挙国一致して国家社会全体の安寧幸福と進歩発展とを來たす可く富国強兵の基礎茲に確立す可し、富国強兵の基礎確立し挙国一致事に従はば對外政策上の成功疑なく二十世紀の必要たる帝国主義の発展期して之を待つべし、然らば則ち内政上の最大要務たる社会政策は其の自身に現代の必要にして高尚なる人道倫理の目的を有するのみならず同時に外政上の成功を期す可き有力なる手段なりと謂ふ可し……」⁽³¹⁾。

桑田の論調が、帝国主義の本質そのものの分析に終始するのに反し、金井延の帝国主義と社会政策にかんする主張は、まさに政策的であり、社会政策実践のための帝国主義政策そのものの提案である。桑田は、「近時の帝国主義は個人的運動にあらずして国民的運動」であるとし、帝国主義の起源を経済事情のみに基づく解釈を批判し、「余は此説を以て帝国主義の経済的解釈の一半を見て而も他の一半を顧みざるもの」⁽³²⁾であると主張する。桑田は、社会政策と帝国主義との關係において、「分配の方面よりの帝国主義の解釈」を重視するのであって、「その結果は、帝国主義の費用の問題への関心となり、勢いその論調を帝国主義政策批判へと導かれることとなる。

「今翻って帝国主義の爲めに歐洲強國が消費するところの国費を見るに、其額は歳を追ふて増加し其窮極するところ未だ知るべからず。成事は之を問はず逐事は之を説かず各國の財政家は近き将来に於て如何にして此国費を供給せんとするか、或は国債を起して一時を弥縫するも、永久には国民の負担に帰せざるを得ず、或は此主義の犠牲たる亡國の民より之を誅求せんか是れ拓地殖民の良法にあらざるなり。されば必ずや国民に賦課する租税の増徴に依らざるべからず。増徴すべき租税の種類に就て徴税の最も簡にして収入の最も多きものは消費税に如くはなし。而して各種の消費税中最も巨額の収入を得べきものは多数人民の必需品に課税するに如くはなし。換言すれば細民の消費品に課する租税は最も巨額の収入を得べきものは多数人民の必需品に課税するに如くはなし。換言すれば細民の消費品に課する租税は最も此財政の目的を達するに適せり。論じて茲に至らば、領土拡張の費用は細民の負担に帰するなり。帝国主義の代価は細民の囊底より之を絞り取らざるべからずとの断定を生ずるなり。各國の細民は果して此の無限に増加するところの国費の負担に堪ゆべきや、彼らは粒々辛苦の結果を以て此の最も危険なる不確実なる投機事業に投ずることを甘受すべきや。各國の細民が帝国主義の虚名に眩惑せられず虚心平氣に此事理を解するの時は、即ち歐洲社会党が一日千秋の思をなして待ちに待ちたるの時なり、所謂社会的革命の起るは此時に外ならず。余輩は思ふて茲に至れば悚然た

注(31) 金井延「社会政策と個人主義」、『法学協会雑誌』、大正元年9月、河合榮治郎編『金井延の生涯とその学蹟』、1939年、日本評論社、656頁。

(32) 桑田熊蔵「帝国主義と社会政策」、桑田一夫編、前掲書、174頁。

らずんば⁽³³⁾あらず」。

金井延の論調が、いわゆる「七博士事件」のひとりにふさわしく、帝国主義政策の推進が社会政策との密接な関連の下に国益に貢献すると断定し、「人或は対外政策と社会政策との間に軽重の別を立て其の互に相撞着するものなるを唱ふるありと雖も事理決して然らず二者は互に相助け相補充し以て国是の遂行に⁽³⁴⁾貢献するものなり、其の間に軽重の別あらむや……」⁽³⁵⁾としているのに比較するならば、桑田の帝国主義批判はまことに鋭く、あるいは、J. A. Hobson の影響があったのではないかと考えられる点は、帝国主義の財政的基盤を指摘し、その追求は却って社会政策と矛盾するものとして理解している点に注目しなければならぬ。帝国主義の財政を賄うために、まず第一に一般的大衆課税の方法、第二に独占事業の拡張をあげ、第一の方法は、細民大衆を窮乏化させる結果、「社会的革命」への途を準備するものであり、第二の方法によれば、「独占事業の無限に拡張せらるるは則ち社会党に代って其の理想とせるところの共産的國家の階梯を作ることとなる」⁽³⁶⁾という表現からすれば、独占資本主義の到来は、社会主義へ移行するための準備段階であるとするマルクス主義についての理論的認識を桑田がもっていたことが重要であろう。すなわち、いずれにしても彼は帝国主義には批判的で、帝国主義と社会政策との有機的関連の把握の点ではとりわけ金井延のよりは、充分ではなかったとはいえ、その推進を国是とする政策を危険視していたことである。彼の関心は、金井のいうように帝国主義政策の遂行による社会政策の解決ではなく、帝国主義のために支払われる租税負担を社会政策の費用にふりむけることであった。

注(33) 桑田熊蔵、前掲論文、前掲書、177頁。

(34) 金井延は、その明治36年に発表した「日露開戦論」のなかで、上記のように、「帝国主義と社会政策」についてきわめて戦闘的な論理を展開した。そして、当面の国家的方針について、その結語としてつぎのような提言をしている。桑田の帝国主義論との対比のために掲げておこう。

「今日の好機を逸せざるの結果として吾邦は単に自衛防禦の目的を達し世界の文明普及に貢献する所あるのみならず経済的に大いに発展し民族的に大いに膨脹するの便宜を得べし……。凡そ一國が経済的に発展せむと欲するや其の方角を選択するの必要なし、東西南北何れにても可なり。要は唯物経済上にも其の適用を見るべき物理上の原則に従ひ抵抗力の少なき所に向ふを最も宜しとし、場合に依りては其の一時多き所にも将来の見込確実なる所に向つて全力を注ぐに在り、……。南清は一作に北清に比して文化の程度高く人口稠密、資本充実、企業盛大、民俗與みし易からざるとに因れり、滿洲並に北清地方の全体は文物開けず人口稀薄、民俗極めて質朴、政治上に於ても御し易く欧米の競争者も尚は誠に少なれば我が企業家に取りて成功容易なるの利益あり、滿洲並に北清地方の全体は実に朝鮮と共に本邦人の開發を待ち、其の経済上に於ける潜勢力の培養地として存在するものにあらざるやの觀あり、此の形勢を察せずして抵抗力の極めて微弱なる露國の經營あるに遠慮して國民經濟の發展(政治上の發展は全く別問題として)を先ず北方に企画せずして南方に向へむとするは國家經濟政策の最も拙劣なるものなり……」(河合、前掲書、933~934頁)。

(35) 金井延「社会政策と個人主義」(大正元年9月『法学協會雑誌』)河合、前掲書、657頁。

(36) 桑田熊蔵「帝国主義と社会政策」(明治34年、『太陽』)、前掲、桑田一夫編、178頁。桑田熊蔵が、ホブソンの帝国主義論の影響を受けたかどうかは明らかではない。しかし桑田の論旨は、ホブソンの「帝国主義」の至るところに見出される。たとえばつぎの一節を読み。

「新帝国主義は國民にとつては悪い商売であっても、國民の中の或る階級及び或る産業にとつては良い商売であった。莫大な軍備費、高価な戦争、対外政策の由々しい冒険と困難、イギリス国内における政治的社会的改革の阻止は、國民に対して多大の損害を孕んだが、或る種の産業及び職業の当面の事業上の利益にはかなり貢献した」。(Hobson, Imperialism, a Study, London, 1902, 矢内原忠雄訳「帝国主義論」, 岩波文庫版, 「第四章帝国主義の經濟的寄生者」, 96~97頁)。

「嗟一艘の軍艦を購ふの資本あらば一師団の兵を養ふの費用あらば、幾万の労働者は以て飽食逸居するを得ん。帝国主義の政治家は宜しく領土の拡張を以て社会問題解決の方法となすことを止め、此巨額の国費を以て労働保険の如き貧民救助の如き着実にして安全なる社会政策に使用すべし」⁽³⁷⁾。

桑田は、このように社会政策としての労働問題の解決を、労働保険、すなわち社会保険の充実に求めたことは明らかであり、その姿勢はやがて大正期に至り、友愛会顧問、協調会役員、そしてさらに産業組合運動にのり出すことによって、ますます鮮明なものとなった。彼の関心は、社会政策というよりは労使関係の健全な発展、労使協議制の強調および労務管理政策へその重心が移り、日本の労使関係に特徴的な「経営家族主義」へ、大きく途を開いたものであった。つぎにこの点について追求しよう。

(4)

桑田熊蔵の学問的体系の支柱ともいべきものは、ドイツにおいて学んだ社会政策体系であり、その特徴的な側面は、国家権力を媒介とする労働問題の解決という、いわば「上からの政策」と、労働組合を中心とする「下からの政策」の調和にあった。前者についてはすでに指摘したところの農商務省の委嘱による『職工事情』の調査研究活動と、これにつづく工場法制定運動および労働保険や労資協調制度および貧民救助政策を中心とする社会事業の提案であった。そして後者としては、友愛会（後の日本労働総同盟）の顧問としての活動をはじめ、労資協調会の創立メンバーとして、また産業組合および消費組合あるいは報徳会を中心とする民間の自主的な団体での指導的な役割など、その行動はきわめて多面的であり、複雑多岐に亘った。しかしそのなかで、もっとも注目されるべきは、労資協調論者として、労使関係の安定に寄与しようとする産業平和論の立場に立つ一貫した姿勢であり、この点こそが、金井延、高野岩三郎、堀江帰一などの同時代人と比較して、きわめて対照的である。彼の社会政策認識の出発点は、上記の『職工事情』の時期であるが、その原点は、明治27年、「国家と社会問題」執筆当時からドイツ留学の時期にはじまる。

彼は、明治32年に発表した「独逸に於ける社会政策の要領」のなかで、ドイツ社会政策の起源をビスマルクの政策に見出し、Lorenz von Steinの学説によって「君主政治と労働問題」の関係について論じている。

「スタインは君主政治と労働問題との関係を論じたり。今其大要を挙げれば『君主政治こそ労働問題を解くに最も適当したる制度なり。奈何となれば、君主政治における君主の地位たるや社会の階級と全く関係なきものなり。資本家にも労働者にも関係なく其上に超然たるものな

注(37) 前掲、桑田論文、178頁。

り。故に此社会階級の利益に超然たる所の君主は労働者と資本家との利益の衝突を阻止し之を調停することを得るの資格を有せるものなり。即ち労働問題を解くに最も適当なる地位に居るものなり……。社会階級と全く利害関係なきものなりとの考を有して貧弱なる者を抑ゆるの理想を有する者あらば労働問題を解くに方りて之に若くものなし。而して此理想を有する所の君主政治を称してゾチアルモナルヒー社会的王政と云ふ』。以上はスタインの学説なり。而此スタインの学説が一度世に表はるゝや、此社会的王政なる思想は独逸の学者政治家の間に有力なる主義となりて、現今伯林大学教授シュモラー氏の如きは全此スタインの説を執りたるものなり⁽³⁸⁾、而してビスマルクの社会政策の理想は全く此スタインの説に則りたるものなり。

この一節には、彼がドイツにおいて目撃した社会政策の状況が、スタイン、ビスマルクおよびシュモラーという、まさに新歴史学派とヴィルヘルム体制の抱合妥協という因果関係の系列のなかで、きわめて生き生きと物語られているだけでなく、いわゆる「貧者の王」としてのホーヘンツォレルン家の恩恵的な政策主体がクローズ・アップされている点に大きな意味がある。桑田は、「ビスマルクが学理上スタインの説に則り、實際上ホーヘンツォレルン家の家訓に従ひ制定したる法則こそ即ち今予が述べんとする労働保険法なるものとなり」とのべ、1883年、1884年および1889年のそれぞれ疾病保険法、災厄保険法および老廃保険法について解説を加えている⁽³⁹⁾。

金井延と桑田熊蔵にとって、工場法制定こそは共通の関心事であり、彼らはそのために奮闘したが、しかし日本社会政策学会が実にドイツ社会政策学会とのアナロジーにおいてとらえられるとするならば、その基本的モチーフは、工場法ではなく、社会保険でなければならなかった。これこそは社会主義鎮圧法のいわば代償としてドイツ労働者階級に恩恵的に与えられたものであり、金井延は勿論これを意識していたけれども、その制定のために具体的な提言をしようとはしなかったのに反し、桑田は、自由競争段階の社会政策たる工場法の制定から、更に進んで社会保険制定の必要性を力説するに至った。桑田熊蔵が、金井延とは異なり、独占段階の社会政策および労働問題の中心に社会保険制度を据え、工場法のつぎに来たるべき社会政策として強調したことは、彼の社会政策理論の構造にかかわる問題である。彼は、社会保険を、その社会政策体系のどのようなところに位置せしめようとしたのであろうか。

彼は、「労働者と云ふ社会の一階級の艱難疾苦を救ひ、如何にして是等の社会階級に在る者の地位を改良進歩せしむべきかと云ふことの方法」に関して、(1)社会主義、(2)社会改良主義、をあげさらにこの社会改良主義を二つに分け、ひとつは、イギリスの職工同業組合、消費組合のように、国家の力に頼らず、労働者団体が相互共済の原則に則って彼らの地位を改良するものであるのに対し、

注(38) 桑田熊蔵「独逸に於ける社会政策の要領」、前掲、『桑田熊蔵遺稿集』、10~11頁。

(39) 前掲書、12~14頁。

(40) これについては、工場法と労働保険の関係について充分理論的に解明していないが、『工場法と労働保険』、隆文館、明治42年、を参照されたい。

他は、工場法にみられる如く、国家権力によって労働者の地位を維持発展させるところのものであるとし、後者の社会改良策がすなわち社会政策であるという。後に彼はこれらのうち、(1)を自由組合主義、(2)を社会政策主義としているのは興味深い⁽⁴¹⁾が、この解釈は、今日ではすでに常識化して居り、格別珍しいものではない。だが注目すべきは、つぎの点である。すなわち彼は、社会政策が、(1)政府の社会政策および(2)自治体の社会政策の二つの要素から成るとのべている点である。社会政策の概念それ自体は、いうまでもなくドイツ的発想であるが、自治体の社会政策とは紛れもなくイギリス社会政策の成果を摂取しようとするものにほかならない。何故なら、自治体の社会政策とはすなわち都市の社会政策そのものであり、これがもっとも発展をみたのは、19世紀末ロンドンであるからである。都市問題はすなわち人口問題でもあり、都市住民の衛生、住宅および医療問題、貧困、失業、疾病の諸問題である。これを予防し、解決するためのさまざまな施設として、ガス・水道および下水道などの公営の独占事業、庶民金融機関（桑田はこれを質業局と呼んでいる）、貯金局、職業紹介所、その他各種の施設が考えられる。そしてこのなかでとくに重要な問題は、都市における貧困の問題、窮民の公共的救助制である。

桑田はこの場合、窮民救助制を、社会事業としてではなく、社会政策として理解しているのは問題であろう。社会政策と社会事業とが重層的に現われる都市問題を重視し、自治体の社会政策のうち、都市の社会政策を郡村のそれよりも重視し、その理由を「近時欧洲各国の大都市に於て人口集中の甚しきが為め都市に於ける労働の供給は常に需要に超過し従って多数の失業者を出だし窮民の増加は歳を追ふて増加せるをみる⁽⁴²⁾」とのべ、ドイツに例をとり、「社会問題の解釈は先づ都市より始めざるべからず。都市の社会政策が各種の社会改良の画策中殊に重要な地位を占むるもの豈に偶然ならんや⁽⁴³⁾」と指摘しているのは卓見といえるであろう。このように都市問題についての彼の認識の深さは、貧民救済の施設として、質業局、貯金局、労働紹介局、およびその他の社会政策的施設の重要性を強調することによって、この時期の社会政策理論としては稀にみる実践的な相貌を帯びることとなった。

社会政策の社会事業との混同は、たとえば「願ふに各国社会史に於て窮民救助制は社会政策の先驅として起れり……而して社会改良の理想は既に窮民となりたる者よりも寧ろ將に窮民とならんとする者に向て適當の救済をなすを以て其本旨となすことゝなれり。されど現代に於ても、窮民救助制が重要な社会政策たることは固より疑を容れざるなり⁽⁴⁴⁾」（傍点引用者）としている点に明瞭にあらわれている。社会政策は、労働力の供給者として労働市場にあらわれる労働可能な人々を対象としているのにたいし、社会事業は、労働市場において労働力販売者としての資格を失える廢疾者、

注(41) 桑田「都市の社会政策」『国家学会雑誌』、明治33年9月、前掲、遺稿集、16頁。

(42) 上掲、遺稿集、23頁。

(43) 上掲、遺稿集、23~24頁。

(44) 桑田熊蔵「窮民救助制の方針」、『国家学会雑誌』、明治43年11月、前掲、遺稿集、83頁。

不具者および老人などにたいする政策であるところに重要な相違点があるが、桑田はこの点について明確な認識をもっていたとはいえない。だが、社会政策からの社会事業の学問的区別は曖昧であったとしても、彼の公的扶助にたいする態度は新鮮なものがあつた。彼は、公的扶助の必要について、「国家は社会の平和を維持するの必要上窮民の救助をなすは当然の職掌たり。窮民は社会なる有機体の発達を阻害する一種の⁽⁴⁵⁾微菌なり」という表現にみられるように、国家有機体説の上に立ち、公的扶助の主体を「各国の実例に鑑み、自治体救助制が最も適当なる制度」であるとしながらも、「窮民の救助は公安維持の必要に基きて起るもの」としているのは、イギリス救貧法の歴史についての彼の知識を窺わせるものがあり、興味深い。すなわち、窮民救助制にかんする原則として、(1)虚偽の窮民を防止すること、(2)救助の方法は苛酷に失せざること、(3)窮民の救助は成るべく院内主義に依るべきこと、の3点をあげ、1834年、イギリスで施行された新救貧法⁽⁴⁵⁾の精神に準拠することによって、自治体の事業、強制主義、院内救助原則を強調しているのは、イギリス救貧法の歴史と政策から学んだものといふことができよう。

しかし桑田の社会政策にかんする関心は、工場立法、救貧政策とともに、これらよりもはるかに強く失業問題および労働争議の解決すなわち広い意味での労使関係に向けられていた。これはやがて友愛会顧問およびその後労資協調会の委員としてその活動にも関連するが、こうした問題に彼を駆りたてたものこそ、数度に及ぶヨーロッパ旅行の体験と、ロシア革命、ドイツ革命およびハンガリア革命の衝撃であつたと思われる。彼は労働争議にかんして、ヨーロッパにおける調停および仲裁制度の普及に注目し、その前提として、労働組合の承認と同盟罷工いわゆるストライキの合法性⁽⁴⁶⁾についてふれているのは、彼の識見を示すものといえよう。だが彼が早くから労働問題解決の手段として注目していたのは失業保険制度であつて、すでに明治35年、「労働保険局設立の議」と題する論文のなかでつぎのようにのべている。

「近時社会問題の風雲稍々急にして、社会主義の勢力測る可からざるものあり……此時に当り政府に立てる者は、宜しく断魔の剣を揮つて社会主義を鎮圧すると同時に、慈悲の手を挙げて社会政策の実行を謀るべし。然るに政府が社会主義の鎮圧をなすや秋毫も仮す所なきが如しと雖も、社会政策の実行に就きては、未だ何等の施設なきは何ぞや……若夫れ其实行の容易にして而して其効果の大なるものを求めんか、労働保険局を設け官業として労働保険を經營する⁽⁴⁷⁾に在り」。

この文章の書かれたのは、未だ日本社会主義運動の黎明期に當つており、社会主義認識も浅く、第1次大戦とこれに続く米騒動、ロシア革命およびドイツ革命という激動を経たのちの彼の思想とは比較すべくもないが、社会保険の必要性を、労働者の窮民からの区別から出発して、労働者の自

注(45) 桑田、上掲論文、遺稿集、86頁。

(46) 桑田「工業調停に関する最近立法の趨勢」、『和田垣氏記念論文集』所載、前掲、遺稿集、108頁および115頁参照。

(47) 桑田「労働保険局設立の議」、『太陽』、明治35年、所載、遺稿集、179頁。

発的な相互共済制度、共済組合の財政的不安定という観点から導き出し、老衰、廃疾、死亡にたいする国営保険制度、疾病および負傷については相互保険の最適を強調しつつ、注目すべき点は、三菱造船所、大宮工場、富士紡績会社、鐘淵紡績会社におけるいわゆる企業内福利施設としての相互保険制度を、「労働と資本の調和手段となり、社会改良上洵に称揚すべき⁽⁴⁸⁾」ことと評価していることである。このように民間における相互保険制度の発展とともに官営の労働保険局の推進をはかることが急務とされたのであって、これが彼の社会政策論を一貫して流れる精神であった。同時に彼はまたいわゆる経営家族主義の先導者であって、その社会改良思想の根底には、日本に固有な淳風美俗を称揚する道義論に彩られていたことも注目されなければならない⁽⁴⁹⁾。

わが国における新歴史学派の導入者金井延に比べるならば、桑田熊蔵の思想や業績は必ずしも正しく評価されず、不当に無視されている側面も少なくない。しかしその行動の軌跡は、明治30年代から大正期を通じて、労働問題のあらゆる領域に及び、何よりも労使関係の健全な発達のために尽瘁したことである。金井と共通する点としては、工場法にたいする強い関心と同時に、社会主義にたいして極度に警戒的であったことがあげられよう。しかしそれにもかかわらず、労働者階級の運動にたいする2人の態度にはいちじるしい差異を認めざるをえない。

金井がドイツ社会政策学会から深刻にうけた理論的影響は、社会政策学者としての労働者階級にたいする「上からの」啓蒙と教育であり、労働者階級の自発的、組織的な運動にたいしては極度に慎重であったということができよう。金井は、その学問的あるいは社会的活動の面でも、東京帝国大学と社会政策学会の枠を出ることはなかった。帝国大学教授としての地位が、これを規定したのかもしれない。これに比較するならば、桑田は、友愛会を中心とする労働組合運動の順当な発展のために積極的に活動し、彼らのために労資対等の原則の上に立って、労使協議制の確立を訴えたのであって、この点は、彼の労使協調思想が、たとえば報徳会の運動にみられるように、前近代的色彩を濃厚にもっていたとしても注目されるべき点であろう。金井は、総同盟の運動にほとんど無関心であった。この点、この運動に非常に熱心であった社会政策学会の第二世代ともいうべき高野岩三郎とは対照的であった。桑田はいわばこの両者の中間に位置していたといえよう。

しかし、彼の社会政策学者としての最大の貢献は、社会保険（彼の表現をかりれば労働保険）の労

注(48) 上掲論文、上掲遺稿集、183頁。

(49) 桑田「生絲工業に関する経済的研究の必要」、上掲、遺稿集、190頁。

(50) 桑田は友愛会の顧問として活躍し、しばしばその機関誌『労働及産業』に寄稿したが、つぎの諸篇は重要である。(1)「英国に於ける労働運動」、通巻第三十九号(1914年11月)、(2)「日本将来の職工組合」、通巻第四十一号(1915年1月)、(3)「生産組合の模範的一例」通巻第四十六号(1915年6月)、(4)「職工教育の方針」、通巻第四十九号(1915年9月)、(5)「工場法の制定及実施の由来」、通巻第五十八号(1916年6月)、(6)「政治運動か経済運動か」、通巻第九十二号(1919年4月)。

(51)「労資協調会」は、第1次大戦とこれにつづくロシア革命および米騒動の勃発という社会不安と、他方、普通選挙権獲得運動や憲政護憲運動の発展、そして友愛会を中心とする労働運動の昂揚のなかで、こうした状況を憂えた内相床次竹次郎は、1919年(大正8年)12月、会長に公爵徳川家達、副会長に子爵清浦奎吾、男爵沢沢栄一および大岡育造が就任し、桑田熊蔵は、松岡均平および谷口留五郎とともに常務理事に就任し、労使協調に力をつくした。

働者階級にとっての重要性を力説し、国家に迫ったことであり、国家的な規模での社会保険の充実が、私保険や企業内福利制度としての共済制度と相まって、はじめて労働者救済に役立ちうることを明らかにしたことである。しかし彼の願望は実現しなかった。日本資本主義のもつ後進的性格についての認識を彼はもっていなかったが、イギリスやドイツの進んだ社会政策や政治の実態にたいしては鋭い感受性をもっており、その晩年には、一方においてロシア革命やドイツ革命のような急激な変革に強い脅威を感じながら、他方においてイギリス労働党の政策に関心を示し、日本の議会制民主主義の発達を基盤とする社会政策の推進に憧憬を感じていたように思われる。その点で、金井延の官僚的社会政社論に比べるならば、きわめてリベラルな柔軟性に富むものであり、金井とならぶ高野岩三郎、堀江帰一等の活動と共に、彼の役割は改めて検討に値するであろう。

(経済学部教授)